

難病医療費助成制度における

難病指定医の申請について

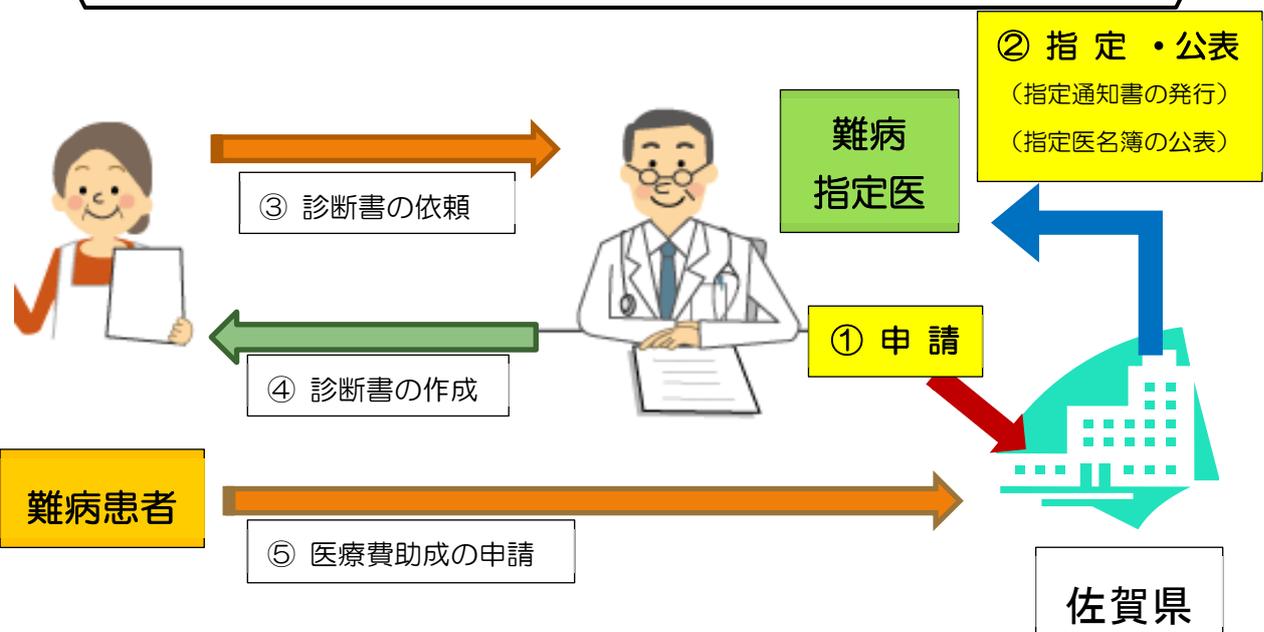
難病指定医について

- ◎ 平成 27 年 1 月 1 日から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「法」)が施行され、難病の医療費助成制度が実施されています。
- ◎ 知事の指定を受けた指定医に限り、難病患者の医療費助成申請のために必要な診断書(臨床調査個人票)を作成することができます。
- ◎ 指定医以外が作成した診断書では医療費助成の申請はできません。
- ◎ 指定医の指定を受けるためには、主たる勤務地がある都道府県への申請手続きが必要です。

【指定医の役割】

- 難病医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成すること
- 患者データ(診断書の内容)を登録管理システムに登録すること(現在、国においてシステム構築中)

指定医の申請と難病医療費助成申請の流れ



※診断書の作成前に指定を受ける必要があります。

難病指定医の要件・有効期間等

【指定医の種類と必要書類】

指定医には、**①難病指定医**、**②協力難病指定医**の2種類があります。

	①難病指定医 (S / T)	②協力難病指定医 (C)
作成 できる 診断書の 種類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規申請用の診断書 ・ 更新申請用の診断書 } いずれの作成も可能	・ 更新 申請用の診断書のみ 作成可能
指定の ための 要件	以下の①②の要件を満たした上で、③又は④のどちらかを満たすこと ① 診断又は治療 に5年以上（臨床研修期間を含む） 従事した経験を有すること ② 診断書の作成のために必要な知識と技能を有すること ③ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること(※1) ④ ③の資格を有しないが、指定医研修を修了したこと(※2)	以下の⑤⑥⑦の要件を満たすこと ⑤ ①と同じ ⑥ ②と同じ ⑦ 指定医研修を修了したこと(※2)
有効期間	5年間	5年間
更新 (※3)	③に該当する者→更新申請のみ、研修受講不要 ④に該当する者→「難病指定医研修」受講後、更新申請	「協力難病指定医研修」受講後、更新申請
< 注意点 > (※1) 対象となる専門医資格は4、5ページをご確認ください。 (※2) 指定医の研修については、厚生労働省のオンライン研修サービスを活用して実施します。 (※3) 指定医の指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、指定医更新申請書により更新の申請を行う必要があります。		

留 意 事 項

◆ **診断又は治療に従事した経験年数について** ◆ （難病に対する診断や治療に限らない）

- ① 主として患者の診断又は治療に当たっていた期間を対象とするものとし、診断又は治療に全く当たっていない期間を除くこととする。（臨床研修の期間は含むものとする。）
- ② 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療に当たった期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むものとする。

指 定 後

- 指定の決定後、県から申請者あてに指定通知書を発行します。
- 指定を行った後、県のホームページで公表します。
(公表内容：指定医の氏名、主たる勤務先の医療機関名、診療科目、指定の有効期間)
- 指定医としての有効期間は5年間です。
研修資格の難病指定医(④に該当する者)及び協力難病指定医は、5年ごとに、指定医の指定区分に応じた研修を受ける必要があります。
- 指定内容に変更が生じた場合は、指定をした都道府県知事に届出が必要です。
(主たる勤務先が県外に変わった時は、異動先の都道府県へ新規申請が必要)

申 請 方 法

提出書類

- ①難病指定医指定申請書(様式第1号)
- ②医師免許の写し(A4サイズに縮小のこと)
- ③専門医に認定されていることを証明する書類の写し【専門医資格による申請者】
- ④指定医の研修の課程を修了したことを証する書類の写し【研修資格による申請者】

※②、③又は④の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写しを提出

※④の書類は修了日が5年以内の修了証の写しを提出

提出及び問合せ先

〒 8 4 0 - 8 5 7 0

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部健康増進課 疾病対策担当

電話 0 9 5 2 - 2 5 - 7 0 7 4

※郵送の際は、封筒に「難病指定医申請書在中」等記載をお願いします。

◆厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格◆

認定機関	専門医名称	認定機関	専門医名称
日本内科学会	総合内科専門医	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本呼吸器外科学会	
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本心臓血管外科学	
日本外科学会	外科専門医	日本血管外科学会	
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本小児外科学会	小児外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本小児血液・がん学	小児血液・がん専門
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本周産期・新生児 医学会	周産期(新生児)専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医		周産期(母体・胎児)専門
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本病理学会	病理専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本救急医学会	救急科専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本医学放射線学会	
日本リハビリテーション 医学会	リハビリテーション 科専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本循環器学会	循環器専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本脊椎脊髄病学会	
日本血液学会	血液専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・ 小児科・産婦人科) 専	日本消化器内視鏡学	消化器内視鏡専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医	日本専門医機構	総合内科専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医		小児科専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医		皮膚科専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		精神科専門医
日本感染症学会	感染症専門医		外科専門医
日本老年医学会	老年病専門医		整形外科専門医
日本神経学会	神経内科専門医		産婦人科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		眼科専門医
			耳鼻咽喉科専門医
			泌尿器科専門医

認定機関	専門医名称	認定機関	専門医名称
日本専門医機構	脳神経外科専門医	日本専門医機構	放射線診断専門医
	放射線科専門医		手外科専門医
	麻酔科専門医		脊椎脊髄外科専門医
	病理専門医		集中治療専門医
	臨床検査専門医		消化器内視鏡専門医
	救急科専門医		
	形成外科専門医		
	リハビリテーション科専門医		
	消化器病専門医		
	循環器専門医		
	呼吸器専門医		
	血液専門医		
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医		
	糖尿病専門医		
	腎臓専門医		
	肝臓専門医		
	アレルギー専門医		
	感染症専門医		
	老年病専門医		
	神経内科専門医		
	消化器外科専門医		
	呼吸器外科専門医		
	心臓血管外科専門医		
	小児外科専門医		
	リウマチ専門医		
	小児循環器専門医		
	小児神経専門医		
	小児血液・がん専門医		
	周産期専門医		
	婦人科腫瘍専門医		
	生殖医療専門医		
	頭頸部がん専門医		
放射線治療専門医			